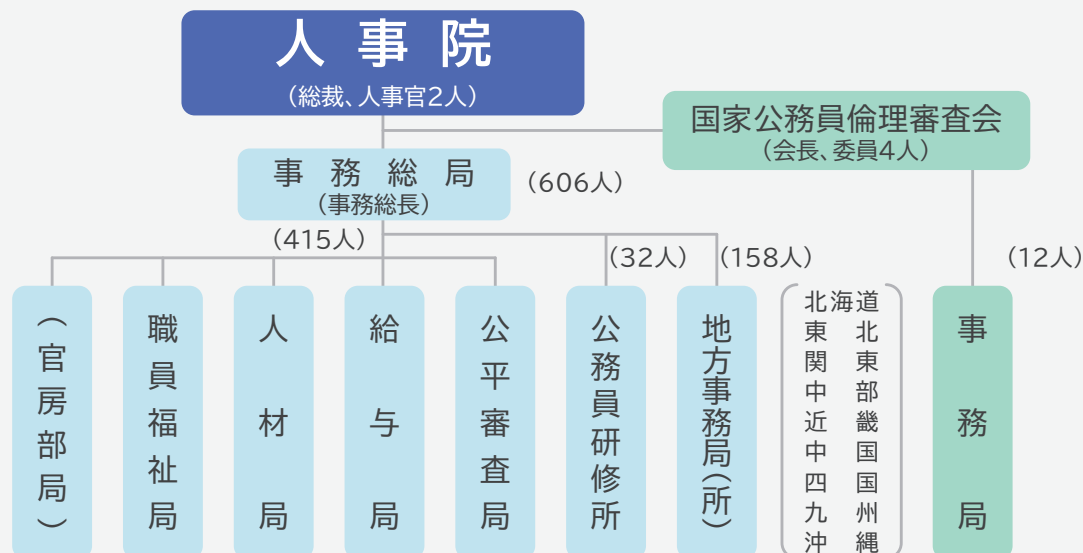


2 人事院の組織

人事院は、人事官3人(うち1人は総裁)をもって構成される合議制の機関です。人事官は国会の同意を経て内閣により任命され、その任免は天皇により認証されます。

人事院には、事務部門として事務総局が置かれ、事務総長の下に内部部局としての5課2室(官房部局)及び4局のほか、公務員研修所、9地方事務局(所)から構成されています。

また、人事院には、国家公務員法及び国家公務員倫理法に基づき、国家公務員倫理審査会が設置されています。



※ ()内の人数は令和7年度未定員

官房部局

総務、人事、会計等の内部管理、所管法令の解釈及び法令案の審査、人事行政に係る国際関係業務、人事行政施策を展開するための総合調整を担当しているほか、中長期的な人事行政施策の検討を進めています。

職員福祉局

国家公務員が安心して働ける勤務環境の整備を図ります

国家公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件の整備や健康・安全管理など働きやすい勤務環境の整備に関する業務、災害補償に関する業務、服務規律・懲戒制度の企画・立案や職員団体に関する業務を行っています。

人材局

よりよい行政サービスを支える人材の確保・育成を図ります

人事行政の公正確保のため、採用試験、任用、分限、研修制度の企画・立案及び実施、多様な有為の人材を公務に誘致する活動、各府省職員を対象とした各種研修の実施による人材育成に関する業務を行っています。

給与局

時代の変化に応じた適正な給与の実現を図ります

労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与を民間に準拠した適正なものにするための給与勧告、俸給や手当を決定する基準の策定のほか、高齢期の雇用・給与施策の検討等に関する業務を行っています。

公平審査局

職員の利益保護と公正な人事管理の確保を図ります

国家公務員が懲戒処分、公務災害認定、給与決定等に不服がある場合や勤務条件に関して行政措置を求める場合に準司法手続により審査を行っているほか、勤務条件等に関する相談の円満な解決に努めています。

国家公務員倫理審査会事務局

信頼される公務の基礎である公務員倫理の保持を図ります

公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出、倫理研修の総合的企画・調整、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程に違反の疑いがある場合の調査、懲戒処分の承認等の国家公務員の職務に係る倫理の保持に関する業務を行っています。